

## 第9章 障害者サービスを行う 図書館へのサービス

国立国会図書館では、障害者サービスを実施している各種図書館に対して、支援・協力業務を行っています。

サービス内容によって担当する部署が異なりますので、**申込み・問い合わせ先**をご参照ください。

### 申込み・問い合わせ先：

- ・視覚障害者等用データの収集および送信サービス
- ・学術文献録音サービス（貸出承認館登録申込み・新規製作依頼・目録提供）
- ・点字図書・録音図書全国総合目録
- ・視覚障害者等向け資料などのレファレンス・サービス

〒619-0287

国立国会図書館 関西館 図書館協力課 障害者図書館協力係

TEL：0774-98-1458

FAX：0774-94-9117

E-mail：[syo-tky@ndl.go.jp](mailto:syo-tky@ndl.go.jp)

- ・学術文献録音テープ等の貸出し
- ・点字図書・大活字本の貸出し

〒619-0287

国立国会図書館 関西館 文献提供課 複写貸出係

TEL：0774-98-1313

FAX：0774-94-9112

### 9-1 視覚障害者等用データの収集および送信サービス

当館では、他の図書館等で製作された視覚障害者等向けの音声 DAISY、マルチメディア DAISY、テキスト DAISY、プレーンテキストデータ、点字データ（以下「視覚障害者等用データ」）を収集し、当館のシステムから送信するサービスを行っています。

このサービスを使うことで、次のことが可能になります。

- ・国立国会図書館や図書館等で製作された視覚障害者等用データを、視覚障害者等利用者に自館の PC で提供したり、データを複製し提供することができます（送信サービス）
- ・自館で製作した視覚障害者等用データを当館のシステムに載せ、上記送信サービスで提供することができます（収集サービス）

なお、送信サービス・収集サービスをご利用いただくためには、それぞれ個別の手続きが必要です。また、片方のサービスのみご利用いただくこともできます。

#### 視覚障害者等用データの送信を受けるには（送信サービス利用手続き）

送信サービスをご利用いただけるのは、公共図書館、大学図書館など、著作権法（昭和45年法律第48号）第37条第3項の著作権の制限が適用される機関です。

送信サービスの利用を希望される図書館等は、当館ホームページの、(1)「国立国会図書館視覚障害者等用資料送信及び貸出規則」をお読みいただいた上で、(2)「視覚障害者等用データ送信テストID申請書」を、**関西館図書館協力課障害者図書館協力係**宛てに電子メールでお送りください。

(1)、(2)の書類は、次のページにあります。

- 「当館ホームページ」>「図書館員の方へ」>「障害者サービスを実施する図書館へのサービス」>「[視覚障害者等用データの収集および送信サービス](#)」

テストID申請後の手続きの大まかな流れは、次のようになります。

- ①国立国会図書館から各図書館等へ、テストID・パスワードおよび本申請用の申請書を電子メールで送付します。
- ②各図書館等で、テストIDを用いて支障なく本サービスを利用可能かご確認いただき問題なければ、国立国会図書館へ本申請を行っていただきます。
- ③国立国会図書館で申請内容を確認の上、正式な利用者ID、パスワードをお知らせします。

※視覚障害者等個人の方が図書館等を経由せずにご利用になる場合は、国立国会図書館に郵送等により登録手続きをしていただく必要があります。利用者からのお問い合わせがございましたら、**関西館文献提供課複写貸出係**（TEL：0774-98-1312）にご連絡するようお知らせください。

#### 視覚障害者等用データを当館システムへ載せるには（収集サービス利用手続き）

収集サービスをご利用いただけるのは、公共図書館、大学図書館など、著作権法（昭和45年法律第48号）第37条第3項の著作権の制限が適用される機関です（ただし視覚障害者情報提供施設（点字図書館）を除きます）。また、当館システムに載せることができるデータは、各館が製作した視覚障害者等用データに限ります。視覚障害者情報提供施設（点字図書館）の方は、日本点字図書館がシステムを管理し、全国視覚障害者情報提供施設協会が運営を行う視覚障害者情報提供ネットワーク「[サピエ](https://www.sapie.or.jp/)」（<https://www.sapie.or.jp/>）の活用をご検討ください。

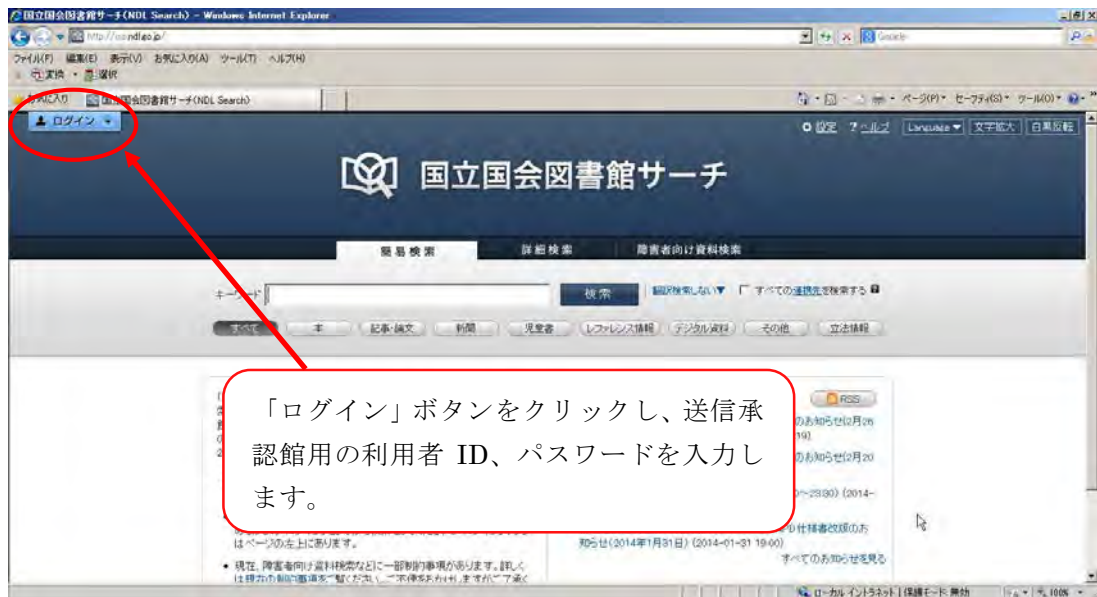
収集サービスを利用するためには、当館と個別に覚書を取り交わしていただきますので、**関西館図書館協力課障害者図書館協力係**にお問い合わせください。

覚書のサンプルを、当館ホームページの次のページに掲載しています。

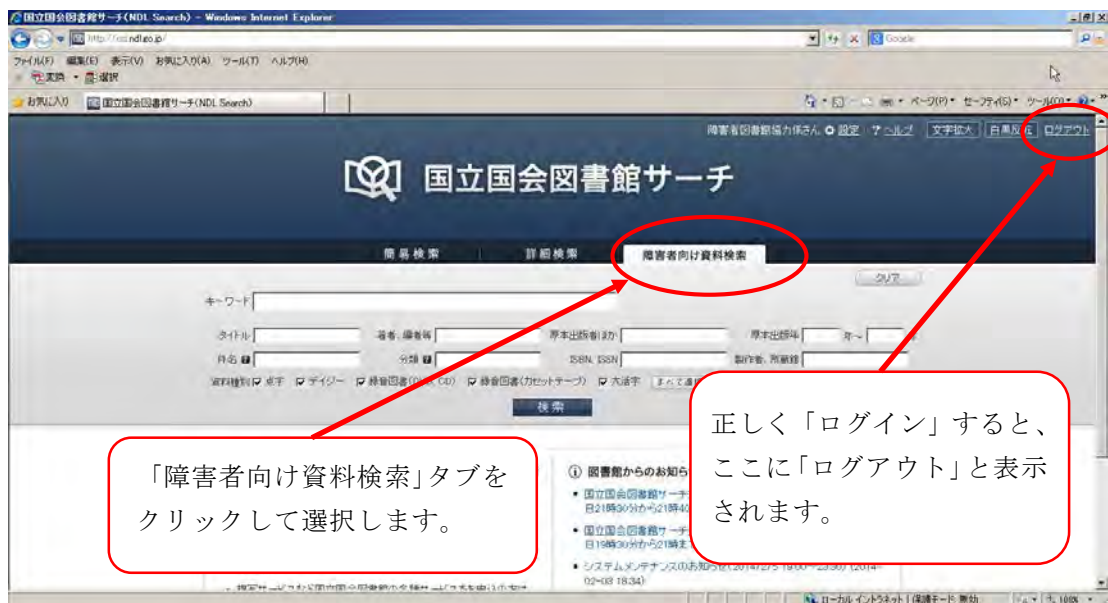
- 「当館ホームページ」>「図書館員の方へ」>「障害者サービスを実施する図書館へのサービス」>「[視覚障害者等用データの収集および送信サービス](#)」

## 視覚障害者等用データの利用イメージ

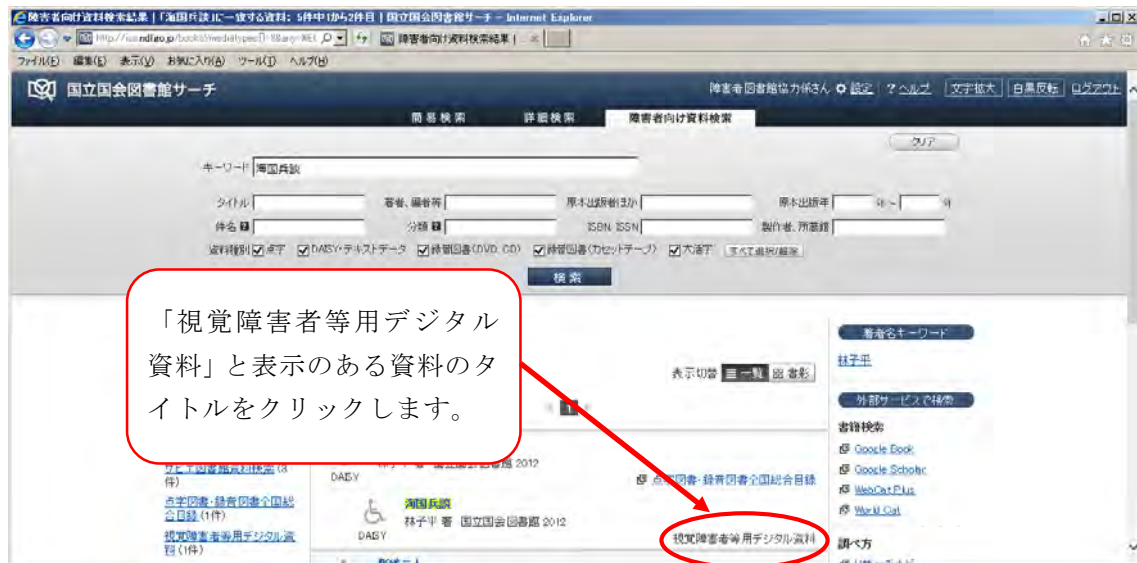
画面① [国立国会図書館サーチのトップページ]



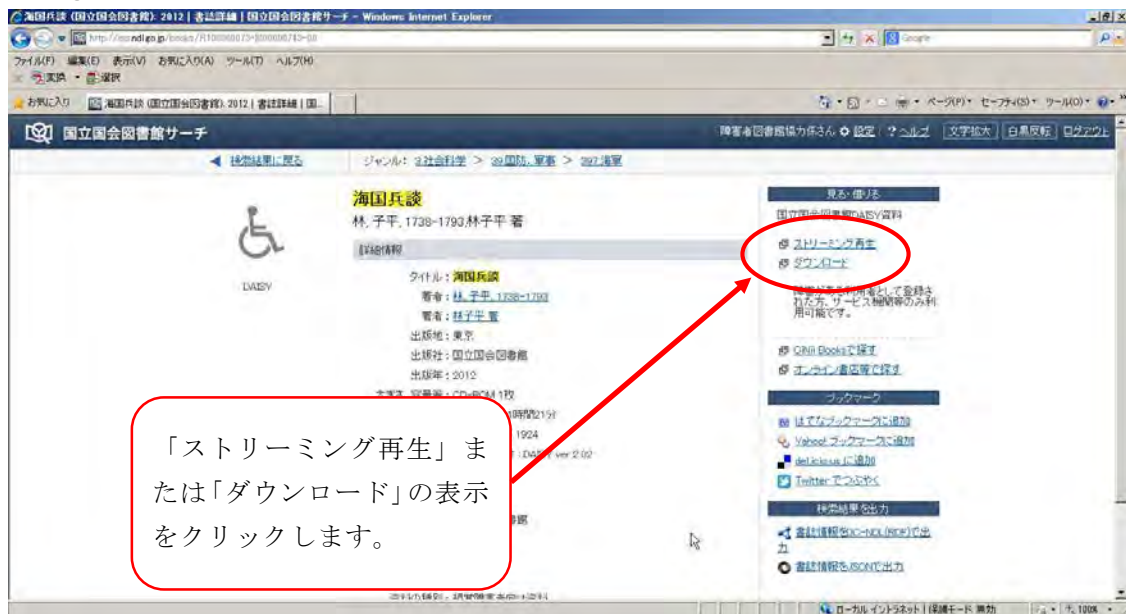
画面② [ログイン後、「障害者向け資料検索」のタブへ移動]



画面③ 「[障害者向け資料検索]」の検索結果



画面④ 「[視覚障害者等用デジタル資料]」の表示



※ストリーミング再生をするには、音声 DAISY データのストリーミング再生に対応したソフトウェアが必要です（シナノケンシ社製ソフトウェア Net-PLEXTALK による動作確認を行っております）。

※ダウンロードされる音声 DAISY データのファイル形式は ZIP ファイルになります。

※ダウンロードした視覚障害者等用データは、各図書館等が定めた利用規則に沿ってご利用いただけます。

データ一覧やデータ件数を、当館ホームページの次のページに掲載しています。

- 「当館ホームページ」>「図書館員の方へ」>「障害者サービスを実施する図書館へのサービス」>「[視覚障害者等用データの収集および送信サービス](#)」

### 視覚障害者等用データ送信サービスのデータのサピエ図書館を通じた利用について

視覚障害者等用データ送信サービスで提供している視覚障害者等用データ（プレーンテキストデータを除く）は、全国視覚障害者情報提供施設協会が運営を行うサピエ図書館（有料）からもご利用いただけます。詳しくはサピエのホームページをご確認ください。

- サピエホームページ「トップ」>「サピエとは」>「[サピエのご利用](#)」
- 「当館ホームページ」>「[障害のある方へ](#)」

## 9-2 学術文献録音テープ等の貸出し

当館では、他機関で製作するのが困難な専門的な学術文献の録音図書を製作し、貸出しを行っています。このサービスは、録音テープ等の貸出しを受ける図書館として承認された、全国の公共図書館、大学図書館および視聴覚障害者情報提供施設などを通じて、利用者から製作または貸出しを依頼された学術文献の録音図書を提供するものです。利用できる方は視覚障害その他の理由により、通常の活字の印刷物による読書が困難な方です。

### 学術文献録音テープ等の貸出承認館となるには

学術文献録音テープ等の貸出しサービスの利用を希望される図書館は、下記の書類を当館ホームページからダウンロードし、(1)をお読みいただいた上で、(2)と(3)に記入して、**関西館図書館協力課障害者図書館協力係**宛てに郵送でお申し込みください。

- (1)国立国会図書館視覚障害者等用資料送信及び貸出規則の全文
- (2)学術文献録音テープ等の貸出承認館申請書
- (3)国立国会図書館学術文献録音テープ等貸出申込票

(1)、(2)及び(3)の書類は、当館ホームページの次のページにあります。

- 「当館ホームページ」>「図書館員の方へ」>「障害者サービスを実施する図書館へのサービス」>「[学術文献録音図書の製作](#)」

お申し込みの際は、貴館の障害者サービスに関する利用規則（利用案内・リーフレット・要覧等も可）の写しと、著作権法第37条第3項の著作権制限を受けられる機関であることがわかる資料（設置条例の写し等）を同封してください。

貸出承認館としての承認は、国立国会図書館視覚障害者等用資料送信及び貸出規則に基づいて行います。手続きが終了し次第、利用者IDとパスワードを文書で通知します。

※貸出承認館登録後に、名称や住所などの登録事項に変更が生じた場合、または貸出承認館としての登録の削除を希望する場合は、**関西館図書館協力課障害者図書館協力係**宛てに電子メール、FAXまたは郵送でお知らせください。



### 学術文献録音テープ等の新規製作を依頼するには

(3)「国立国会図書館学術文献録音テープ等貸出申込票」の「連絡事項」欄に「**新規製作依頼**」と記入し、**関西館図書館協力課障害者図書館協力係**宛てに電子メール、FAX 郵送またはでお申し込みください。(9-9 頁 の記入例も参照)

◇2002 年度以降、新規製作依頼を受けたものは、すべて DAISY 仕様で製作しています。

◇1 申込票につき 1 タイトルを記入してください。同一タイトルの多巻もの場合、各巻をそれぞれ 1 タイトルとします。

◇小説、詩、戯曲、教科書などのほか、図表、写真などが多く音声化が著しく困難なものや、ページおよび文字の分量が多く多数の音訳者や時間を要するため、他のタイトルの製作が難しくなるものは、製作対象から除外しています。

### 学術文献録音テープ等の目録の提供は

製作した録音図書の目録を録音版 (DAISY 仕様)、点字版で提供しています。また、点字図書・録音図書全国総合目録にも収録されています。録音版は、学術文献録音テープ等と同様の方法で貸出します。点字版は、学術文献録音テープ等の貸出承認館に配布しています。点字版の配布については、**関西館図書館協力課障害者図書館協力係**宛てにお問い合わせください。2007 年版以降の点字版については、点字データを当館ホームページからダウンロードすることもできます。

- 「当館ホームページ」>「図書館員の方へ」>「障害者サービスを実施する図書館へのサービス」>「学術文献録音図書の製作」>「[国立国会図書館製作録音図書目録 \(点字版\)](#)」

### 学術文献録音テープ等の貸出しを申し込むには

申込方法は、国立国会図書館オンライン経由、郵送、FAX の 3 種類の方法があります。

なお当館では国立国会図書館オンラインからの申込みを優先して処理しております。国立国会図書館オンラインで申し込むことができない場合は、郵送などでの申込みも可能ですが、処理に時間がかかることを、あらかじめご了承ください。

#### 国立国会図書館オンライン経由

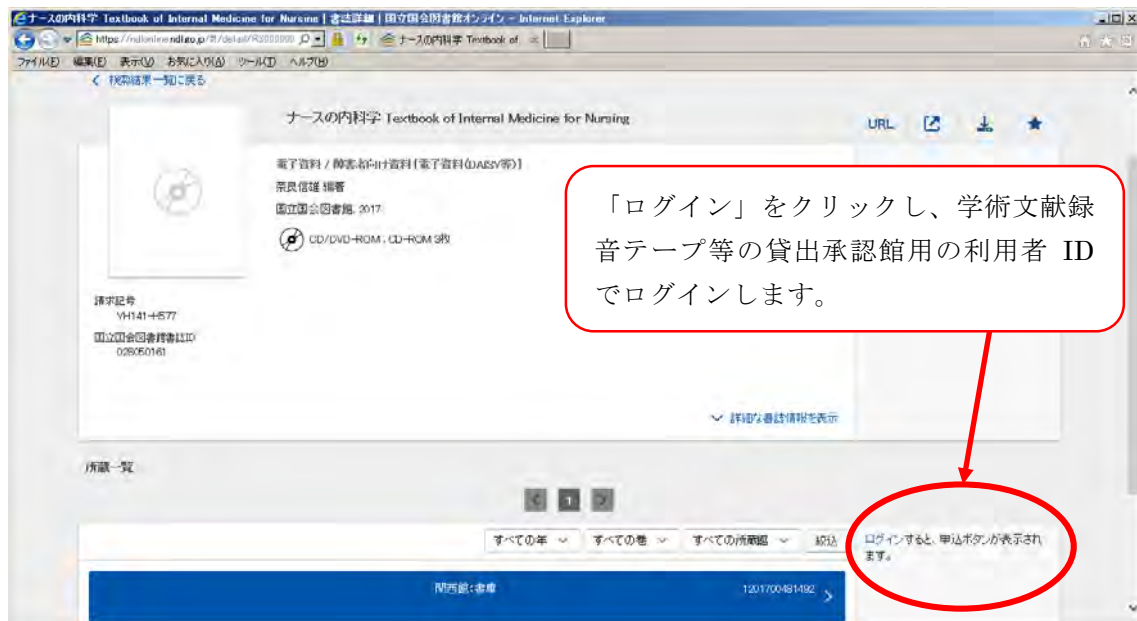
国立国会図書館オンラインの障害者向け資料検索で「国立国会図書館製作資料のみ」にチェックをして資料を検索します (画面⑤)。簡易検索やすべてを対象とした詳細検索でも学術文献録音テープ等を検索できますが、障害者向け資料検索で「国立国会図書館製作資料のみ」をチェックすると学術文献録音テープ等のみが検索できます。

検索結果一覧から貸出しを希望する資料のタイトルをクリックし、資料の詳細を表示します (画面⑥)。学術文献録音テープ等の貸出承認館用の利用者 ID でログインすると郵送貸出ボタンが表示されます。(6-2-1、6-8 頁 も参照)

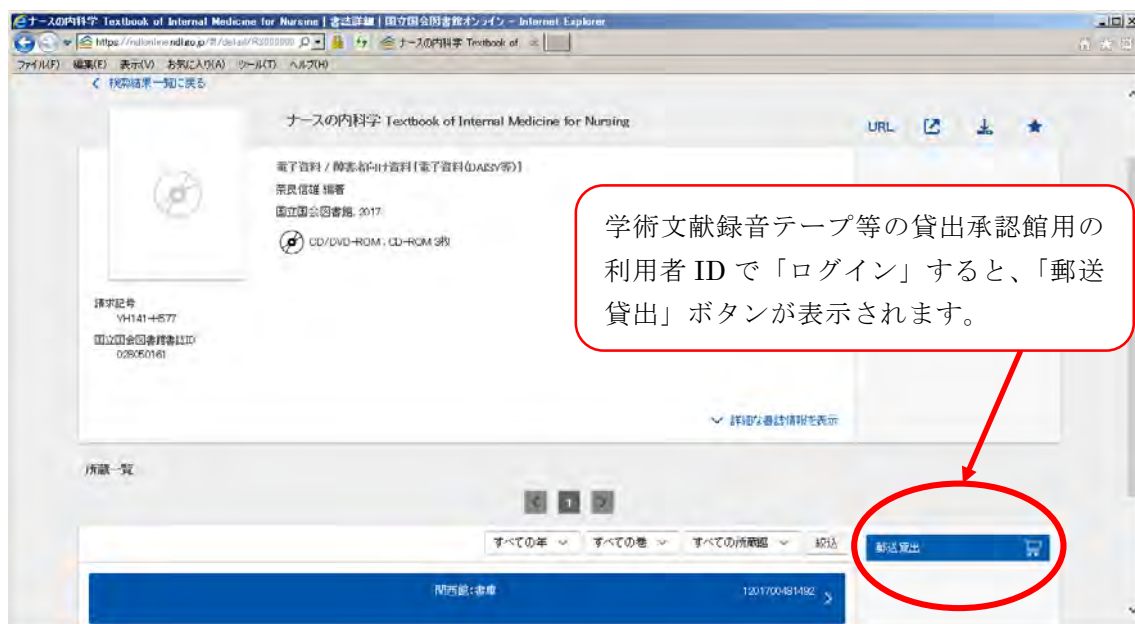
画面⑤ [国立国会図書館オンライン 障害者向け資料検索画面]



画面⑥ [国立国会図書館オンライン 詳細表示画面 (ログイン前)]



画面⑦ [国立国会図書館オンライン 詳細表示画面 (ログイン後)]



#### 郵送、FAX

国立国会図書館学術文献録音テープ等貸出申込票 を印刷し、所定の事項を記入して、**関西館文献提供課複写貸出係**宛てに郵送または FAX でお申し込みください。新規製作依頼の宛先とは異なりますのでご注意ください。



<記入例>

国立国会図書館学術文献録音テープ等貸出申込票	
① 書名・巻次 <b>黄帝内経壹枢訳註 第1巻</b> 編著者名 <b>家本誠一著</b> 出版社(者) _____ 出版年 _____	⑥ □カセットテープ □CD 貸出しを受けたい方に✓ 請求記号 <b>YH141 -H302</b> *全 _____ 巻・枚 ( _____ 巻・枚 分)
② 所在地〒 <b>619-0287</b> 京都府 相楽郡 精華町 精華台〇-〇-〇 図書館等の名称 <b>精華台図書館</b> 印 _____	⑦ 申込み <b>H24年〇月〇日</b> *貸出 _____ 年 月 日 *返却 _____ 年 月 日
③ 電話 <b>0774-98-XXXX</b> 内線 (XXXX)・FAX <b>0774-94-XXXX</b>	
④ 利用者ID _____ 連絡事項 <b>担当：国会太郎</b> ⑤ _____	
*印欄以外は貸館で御記入ください。	

- ① 書名、編著者名を記入してください。
- ② 申し込みを行う貸出承認館の住所、館名を記入してください。
- ③ 連絡先となる電話番号（内線）、FAX 番号を記入してください。
- ④ 貸出承認館の利用者 ID を記入してください。
- ⑤ 担当部署、担当者名などを記入してください。
- ⑥ 当館請求記号を記入してください。
- ⑦ 申込日を記入してください。

貸出申込みにあたっての注意事項

- ◇貸出期間（往復の郵送に要する日数を含む）は、2か月以内です。
- ◇貸出期間内に当館へお申し出のあったときのみ、貸出期間を1か月延長できます。
- ◇貸出冊数は、貸出承認館1館につき、**未返却のものを含め原本10冊に相当する数以内**です。
- ◇**部分返却はできません**。同一の請求記号で媒体（カセットテープまたはCD）が複数になっているものはまとめてご返却ください。
- ◇録音テープ等の郵送による返却費用は無料です。当館は郵便事業株式会社から、第四種郵便物の特定録音物等郵便物を発受することができる施設に指定されています。

### 9-3 点字図書・録音図書全国総合目録の作成・提供

当館、全国の公共図書館、視覚障害者情報提供施設などで製作された点字図書・録音図書の所蔵情報を点字図書・録音図書全国総合目録で、また、製作着手情報を当館ホームページで提供しています。

#### 点字図書・録音図書全国総合目録の参加館となるには

総合目録の参加館になるためには、自館製作の点字図書・録音図書を所蔵していることと、図書館間貸出しに対応することが必要です。

参加を希望される図書館等は、「点字図書・録音図書全国総合目録参加申込書」に必要事項を記入し、**関西館図書館協力課障害者図書館協力係**宛てに郵送でお申し込みください。必要書類はホームページからダウンロードすることができます。

- 「当館ホームページ」>「図書館員の方へ」>「障害者サービスを実施する図書館へのサービス」>「障害者向け資料の統合検索・統合目録サービス」>[「書誌の収集（点字図書・録音図書全国総合目録）」](#)

手続きが終了し次第、参加館番号とともに文書で通知します。

※参加館登録後に、名称や住所などの登録事項に変更が生じた場合、または参加館としての登録の削除を希望する場合は、「登録事項変更届」または「登録事項削除届」を**関西館図書館協力課障害者図書館協力係**宛てに電子メール、FAX または郵送でお送りください。必要書類はホームページ「参加館の登録」のページからダウンロードすることができます。

#### 点字図書・録音図書全国総合目録に収録する書誌データの送付について

送付方法は、電子メール、FAX または郵送のいずれも可能です。

形式は、必要項目が記入されていれば、Excel ファイル、Word ファイル、紙媒体のリスト等のいずれも可能です。必要事項はホームページ「参加館の登録」のページの「書誌データ記入要領」をご覧ください。

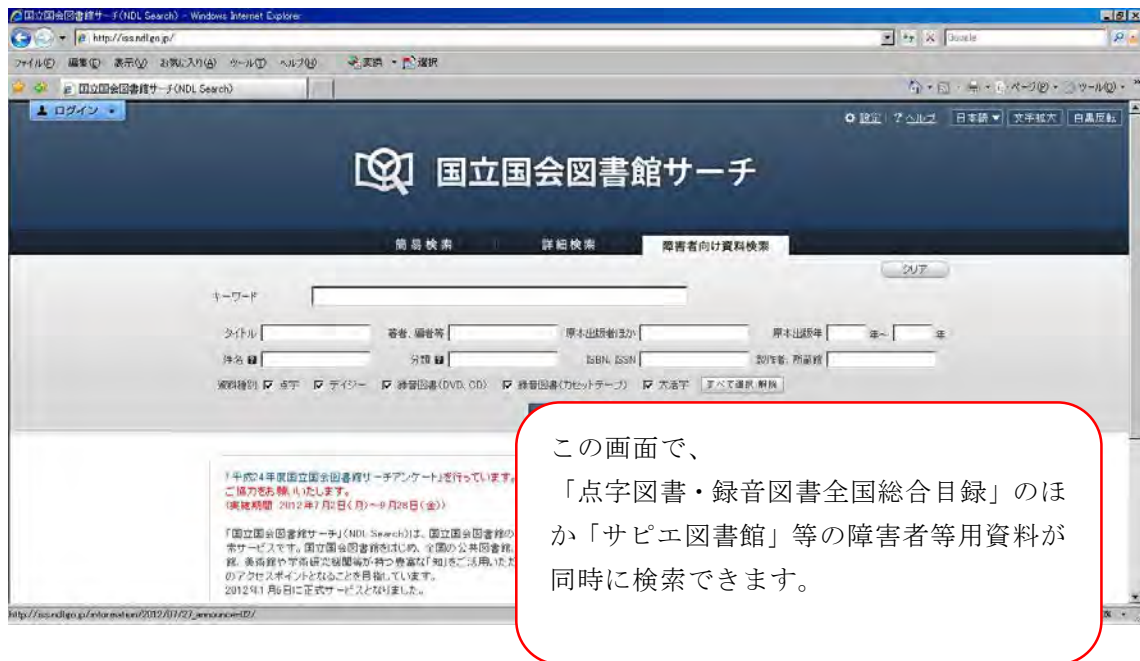
### 点字図書・録音図書全国総合目録等の提供方法について

- 「国立国会図書館サーチ」 日次更新  
「当館ホームページ」 > 「国立国会図書館サーチ」 > 「[障害者向け資料検索](#)」  
「点字図書・録音図書全国総合目録」のほか、次の障害者等用資料が同時に検索できます。
  - 当館所蔵の障害者等用資料（点字図書、大活字本、録音図書等）
  - 視覚障害者等用データ送信サービス
  - 国立国会図書館総合目録ネットワーク（ゆにかねっと）の障害者向け資料
  - サピエ図書館

画面⑧ 「国立国会図書館サーチトップページ」



画面⑨ [国立国会図書館サーチ障害者向け資料検索画面]



- 「全国点字図書・録音図書新着情報」 毎月第2金曜日更新  
「当館ホームページ」>「図書館員の方へ」>「障害者サービスを実施する図書館へのサービス」>「障害者向け資料の統合検索・統合目録サービス」>[「全国点字図書・録音図書 新着情報」](#)  
「点字図書・録音図書全国総合目録」に新たに収録された前月までの最新の書誌データを月ごとに編集したものです。

※点字図書・録音図書の利用については、所蔵館に直接お問い合わせください。

- 「製作着手情報」 毎月第2金曜日更新  
「当館ホームページ」>「図書館員の方へ」>「障害者サービスを実施する図書館へのサービス」>「障害者向け資料の統合検索・統合目録サービス」>[「全国点字図書・録音図書 着手情報」](#)  
当館および「点字図書・録音図書全国総合目録」に参加している図書館等の新規製作着手情報を掲載します。各館で新たに製作を開始した資料の書誌データをTSV形式のファイルに編集し掲載しています。  
なお、「点字図書・録音図書全国総合目録」には資料の完成後に収録されます。

## 9-4 点字図書・大活字本の貸出し

納本制度により収集した点字図書・大活字本（拡大写本も含む）・点字雑誌などを整理・保管して利用に供しています。これらの書誌情報は、国立国会図書館サーチ、国立国会図書館オンラインで検索できるほか、JAPAN/MARC(M)、JAPAN/MARC(S)、JM-BISC においても提供しています。

点字図書・大活字本（拡大写本も含む）は、図書館間貸出しによって利用できます。（第6章 参照）

## 9-5 レファレンス・サービス

**関西館図書館協力課障害者図書館協力係**では、点字図書・録音図書等の所蔵館調査などのレファレンス・サービスを行っています。

納本制度により収集した点字図書・大活字本（拡大写本も含む）・点字雑誌などに関するレファレンス・サービスは、一般資料と同じく、関西館文献提供課参考係が窓口です。（第8章 参照）

## 9-6 その他

当館の図書館間貸出制度に加入しているすべての図書館では、視覚障害その他の理由により、そのままでは資料の利用が困難な方のために、当館からの貸出資料を次の方法で提供することができます。

**貸出しを受けた図書館内での (1) 対面朗読 (2) 点字による複製 (3) 録音等による複製**

この場合、資料を最長2か月まで借りることができます。詳細については6-7(6-26頁)をご参照ください。